

令和4年度

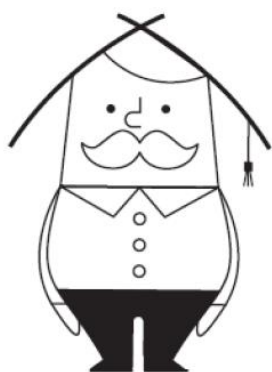
宇城市空き家改修等事業補助金

募集要項

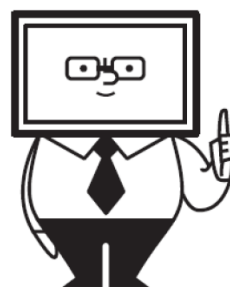
事業趣旨

「空き家改修等事業補助金」は、宇城市内の空き家を有効活用することにより、宇城市への移住・定住及び関係人口の増加により、地域の活性化を図る事業です。

また、本補助金の活用により空き家の利活用が進み、空き家の減少に繋げることも目的の一つです。



宇城市



1. 補助対象事業

次の条件をすべて満たす事業が対象となります。ただし、空き家1戸につき1回に限りです。

- ① 空き家を住居又は宿泊施設（※1）として利用するために行う別表1の事業
- ② 令和5年3月末日までに完了できる事業

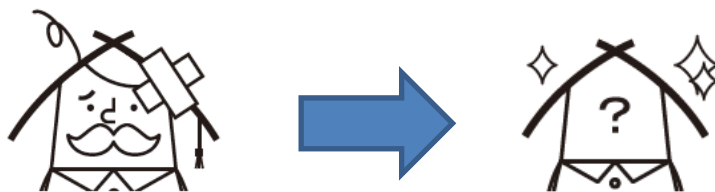
※1 旅館業法第2条に規定する営業を目的とした施設

<別表1>

対象となる事業	内容	
間取りの変更	間取りの変更、部屋等の増築・減築	
設備の改修	給排水設備	水回り（台所、浴室、便所、洗面所）の改修、給湯設備の設置・改修
	電気設備	引込配線工事、分電盤工事、コンセント増設等
	上下水道工事	宅内配管工事（井戸水を使用する場合は、ポンプの交換を含む。）ただし、上水道設備又は井戸設備のどちらかのみとする。
耐久性改修	床、壁、天井改修（クロス、タイルの張替え等）、建具、サッシ交換、屋根改修（雨漏り修繕含む）、外壁塗装	
省エネ改修	断熱材の設置、窓の断熱改修	
防災、防犯対策改修	雨戸の設置・改修、火災報知器の設置・交換、インターホンの設置・交換	
エクステリア改修	建物と一体となったテラス、ベランダの設置・改修	
物品撤去	家財等の撤去・処分	

【対象外の工事】

- ① 外構工事（塀、門扉、庭、車庫、カーポート、倉庫、アプローチ等）
- ② 庭木の剪定及び除草等
- ③ 住宅構造の改修工事を伴わない備品等の購入及び設置工事
（エアコン等の電化製品、照明器具、テレビアンテナ、家具、カーテン、物置、太陽光パネル等）
- ④ インターネット回線工事
- ⑤ 新規のさく井工事



2. 補助対象者

次の条件のいずれかに該当する者が対象となります。

- ① 空き家・空き地バンク登録物件において、賃貸借契約を締結した登録物件の所有者（貸主）、または空き家・空き地バンクの利用者（借主）
- ② 空き家・空き地バンク登録物件を購入した、空き家・空き地バンクの利用者

※ただし、次の条件のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることはできません。

- ・市税を滞納している者
- ・3親等以内の親族間において、当該の空き家に係る売買契約または賃貸借契約を締結した者
- ・補助対象事業に関して、国、県または市の制度による他の補助等を受けていない者。（耐震

改修工事は除く。)

- ・暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者
- ・暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約をした者

3. 補助額

補助額の算定は、補助事業に要した経費(補助対象経費)に基づいて次の計算式により算出され、予算の範囲内で補助事業を実施します。

$$\text{補助対象経費} \times \text{別表 2 の補助率} = \text{補助額 (上限額 100 万円)}$$

※1,000 円未満切り捨て

<別表 2 >

補助申請者		物件の契約形態	用途	補助率
空き家・空き地バンク 利用者	個人	売買	自己の居住用	1/2
		賃貸	居住用賃貸物件	
		売買・賃貸	宿泊施設	1/3
	法人	売買・賃貸	居住用賃貸物件	1/3
宿泊施設				
空き家・空き地バンク 登録物件所有者	個人	賃貸	居住用賃貸物件	1/2
	法人	賃貸		1/3

4. 申請方法

交付申請は、必要書類を添えて宇城市役所地域振興課にご提出ください。必要書類については、「6. 事業の流れ」でご確認ください。

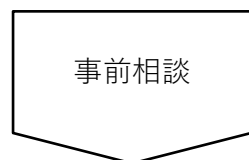
なお、申請書類は、企画部地域振興課(宇城市小川支所内)で配付するほか、宇城市ホームページからダウンロードできます。

宇城市ホームページ：<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>

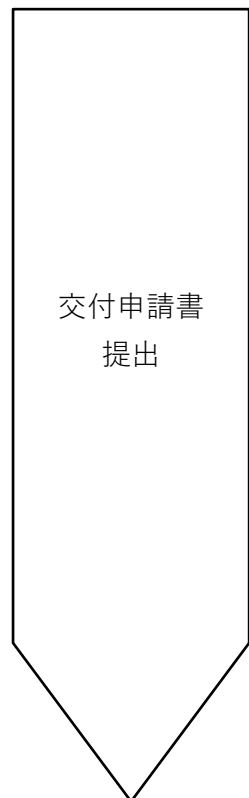
5. 情報の公開

補助金を受けて改修された空き家については、事業の周知や啓発活動の一環として、個人情報などを除き、広報紙やホームページ等に掲載することがあります。

6. 事業の流れ



改修工事の内容、事業完了までのスケジュール等の確認

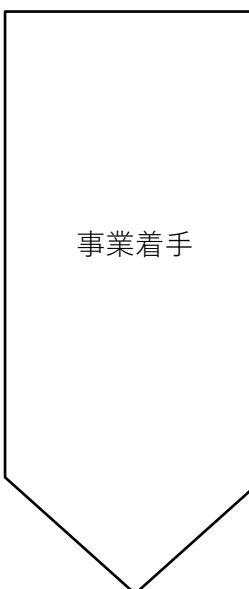


改修工事を開始する前に「交付申請書（様式第1号）」を提出します。

No.	必要書類等	チェック
①	宇城市空き家改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
②	収支予算書・事業計画書（別紙1）	<input type="checkbox"/>
③	同意書（別紙2） ※改修後の空き家の居住者が、県外からの移住の場合のみ	<input type="checkbox"/>
④	見積書等の写し（改修工事費の根拠となる書類）	<input type="checkbox"/>
⑤	工事明細書、設計図等（改修工事の詳細がわかる書類）	<input type="checkbox"/>
⑥	改修工事着手前の写真	<input type="checkbox"/>
⑦	改修する空き家の売買（賃貸）契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑧	市税等の未納がないことの証明書（発行されて3か月以内のもの） ※申請者の所在地が市外の場合は、現所在地のものを提出	<input type="checkbox"/>



交付申請内容を審査し、その結果を「交付決定通知書（様式第2号）」にてお知らせします。



交付決定通知が届いたら、工事等の着手が可能です。

事業の途中で、事業内容が変更になり、交付決定を受けている補助金の額に変更が生じる場合には、「変更申請書（様式第3号）」の提出が必要です。
また、本事業を中止または廃止する場合も同様です。

No.	必要書類	チェック
①	宇城市空き家改修等事業補助金変更申請書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
②	変更内容が確認できる書類（図面等）の写し	<input type="checkbox"/>
③	見積書または改修工事に係る契約書の写し	<input type="checkbox"/>
④	その他必要に応じて変更内容を説明できる書類	<input type="checkbox"/>

次ページへつづく

完了報告

工事等が完了したら、必要書類を添付して「実績報告書（様式第5号）」を提出します。なお、完了した日から30日以内または令和5年3月31日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

No.	必要書類	チェック
①	宇城市空き家改修等事業補助金実績報告書（様式第5号）	<input type="checkbox"/>
②	領収書等（経費の支払額がわかる書類）	<input type="checkbox"/>
③	改修工事完了後の写真	<input type="checkbox"/>

補助額の確定

完了報告書の内容を審査し、内容が適当を認められた場合、「補助金額確定通知書（様式第12号）」にて補助金額をお知らせします。

請求書の提出

補助金額の確定通知が届いたら、「補助金請求書（様式第7号）」を提出します。

補助金の支払い

請求書に記載されている口座に補助金を支払います。

